県営水道料金改定の検証について

平成25年度改定後の現行料金は適用期間を２期８年間（H25～H32）としており、１期目４年間（H25～H28）が経過する本年度に中間検証を実施。

【 H25　料金改定 】

○ 改定目的　・市町村の受水費の軽減。
　　・市町村水道の水源を自己水から県営水道へ転換推進。

○ 料　　金　・140円/㎥　→　130円/㎥ ・ 90円/㎥
　　二段階従量料金制度の導入により、市町村毎に定めた基準水量を超えた分は90円/㎥
　　➡ **需要促進型料金**

１．受水費の軽減

・県水料金の引き下げにより、**市町村の受水費に直接的な引き下げ効果**が生じ、一部は**住民へ還元**されるとともに**市町村の経営基盤強化に寄与**。

➢ 市町村の受水費軽減額　**約１０億円／年**（H27有収水量（県水転換分を除く）をもとに改定前単価で試算した値と、H27実績を比較）

○ 水道料金を値下げした11市町村　約７億円／年 ―― 住民へ還元　**約５億円／年（給水人口１人当たり 約860円／年）**

○ その他の13市町村　約３億円／年 ―― 経営基盤強化　**約５億円／年**

（参考）平均受水単価
　　改定前 H24　140円/㎥ → 改定後　H27実績　125円/㎥
　　H32見込　121円/㎥

2．県水転換の推進（奈良モデル：県域水道ファシリティマネジメントの推進）

市町村水道

市町村の老朽化した浄水場を廃止し、水源を県営水道へ転換することにより、**将来の投資・運転経費を削減**

○ **投資経費削減　▲263億円**
- 県水転換　▲217億円　市町村の浄水場廃止▲15カ所等
- 直結配水　▲ 19億円　ポンプ場及び配水池の廃止等
- 広域化　▲ 27億円　配水池のダウンサイジング等

○ **運転経費削減　▲ 89億円**
- 県水転換　▲ 35億円　浄水場廃止に伴う維持管理費減等
- 直結配水　▲ 27億円　ポンプ場廃止に伴う動力費減等
- 広域化　▲ 27億円　配水池の維持管理費減等

○ **県水転換による受水費増加　220億円**

差引経費削減効果額　▲132億円（約▲5億円/年）

県営水道

市町村の水源を県営水道へ転換することにより**収益が増加**

○ **配水収益増加　220億円**
- 県水転換に伴う配水量の増加

○ **投資経費増加　45億円**
- 県水転換　35億円　送水管の布設等
- 直結配水　10億円　減圧施設の設置等

○ **運転経費増加　96億円**
- 県水転換　92億円　配水量の増加に伴う動力費増等
- 広域化　4億円　広域貯留負担等

差引収益増加額　79億円（約3億円/年）

（効果額はＨ26～52年度まで27年間の累計）

市町村が老朽化した自前の施設（浄水場・ポンプ場・配水池等）を更新すれば、将来的には**給水原価が上昇し、住民が支払う水道料金の値上げを余儀なくされる事態**が想定される。

県域水道ファシリティマネジメントにより給水原価の上昇を出来る限り抑制。

【給水原価の試算例】　[磯城郡における県域水道ＦＭ（県水転換・直結配水・広域化）]

	Ｈ25		Ｈ52			Ｈ52
川西町	２２５円	→	２５５円（	＋３０円）	▲６２円の抑制	１９３円
三宅町	２１２円	→	４１６円（	＋２０４円）	▲１６６円の抑制	２５０円
田原本町	２１０円	→	２９９円（	＋８９円）	▲８３円の抑制	２１６円

ＦＭ実行

（参考）○ 県水100%　H23　5市町村　→　H28　15市町村（協議中含む）
○ 県水率　H23　50.1%　→　H27　50.6%　→　転換完了後　57.3%

３．経営の状況

（１）実績

県水転換による配水収益増や一層の経費節減などにより、平成25～27年度は年10億円程度の黒字を確保。

平成28年度は15億円程度の黒字見込み。

（２） 見通し

◆３条　収益的収支

〇今後10年間の収支見通しでは、**現行料金の下**、県水転換による配水収益増及び支払利息減少により**年１０億円台前半の黒字**見込み。

〇管路更新が本格化する平成36年度以降、黒字幅が減少。

◆４条　資本的収支（要補填の状況）

〇県域水道ファシリティマネジメントという新たな投資や多額の費用を要する管路更新がある一方、企業債償還額が減少するため、**要補填額は40～70億円**で推移。

長期の収支見通しについては、現在検討を進めている県水と市町村水道の垂直統合を視野に入れた新たな県域水道ビジョンの策定に合わせ作成・公表。

（３）料金

・料金改定の目的達成に向け順調に推移し、次期４年間で更に進展が見込める状況。

・料金改定以後も経営は安定、現行料金を前提とした今後10年間の収支見通しでも安定経営が継続できる見込み。

〇 検証結果を踏まえ、次期４年間（H29～H32）は現行料金を継続。

〇 黒字は平成28年度に新たに造成した県域水道ファシリティマネジメント推進積立金に積み立てて、県域水道ファシリティマネジメント事業を更に推進。

◆3条　収益的収支（税抜）

（百万円）

年度		H25決算	H26決算	H27決算	H28決算見込	H29予算案	H30見込	H31見込	H32見込	H33見込	H34見込	H35見込	H36見込	H37見込	H38見込	計
収入	配水収益	9,485	9,310	9,321	9,536	9,632	9,813	9,804	9,797	9,791	9,718	9,677	9,605	9,533	9,455	134,477
	その他	52	1,350	1,295	1,373	1,233	1,247	1,181	1,168	1,166	1,101	1,076	1,067	1,040	1,023	15,372
	計	9,537	10,660	10,616	10,909	10,865	11,060	10,985	10,965	10,957	10,819	10,753	10,672	10,573	10,478	149,849
支出	維持管理費	2,468	2,390	2,553	2,539	3,370	3,395	4,241	3,442	3,528	3,516	3,508	3,497	3,535	3,520	45,502
	減価償却費	4,879	6,133	5,932	5,936	5,813	5,717	5,790	5,831	5,875	5,674	5,570	5,637	5,726	5,795	80,308
	支払利息	1,192	1,072	951	839	768	654	576	512	449	389	335	287	250	217	8,491
	計	8,539	9,595	9,436	9,314	9,951	9,766	10,607	9,785	9,852	9,579	9,413	9,421	9,511	9,532	134,301
収支差引		998	1,065	1,180	1,595	914	1,294	378	1,180	1,105	1,240	1,340	1,251	1,062	946	15,548

料金改定1期　　料金改定2期

◆4条　資本的収支（税込）

（百万円）

年度		H25決算	H26決算	H27決算	H28決算見込	H29予算案	H30見込	H31見込	H32見込	H33見込	H34見込	H35見込	H36見込	H37見込	H38見込	計
収入	企業債	875	512	468	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900
	一般会計補助	181	58	97	479	435	313	118	78	5	0	0	0	0	0	1,764
	一般会計出資	128	14	77	347	440	318	118	78	5	0	0	0	0	0	1,525
	計	1,184	584	642	871	875	631	236	156	10	0	0	0	0	0	5,189
支出	FM推進事業	549	201	265	1,510	1,564	1,493	583	459	204	0	0	0	0	0	6,828
	既存施設更新事業	928	656	619	1,003	1,153	2,163	2,851	1,889	2,030	2,581	3,076	5,283	4,040	3,598	31,870
	企業債償還	5,939	5,432	4,864	4,575	3,092	3,107	2,591	2,380	2,345	2,265	2,145	1,873	1,759	1,633	44,000
	計	7,416	6,289	5,748	7,088	5,809	6,763	6,025	4,728	4,579	4,846	5,221	7,156	5,799	5,231	82,698
要補てん額		6,232	5,705	5,106	6,217	4,934	6,132	5,789	4,572	4,569	4,846	5,221	7,156	5,799	5,231	77,509

【参 考】

県域水道ファシリティマネジメントの取組み

「県水転換」

- 市町村が老朽化した浄水場（自己水源）を更新する際、浄水場を廃止した方が経営上有利と判断した場合に、水源を県営水道に転換

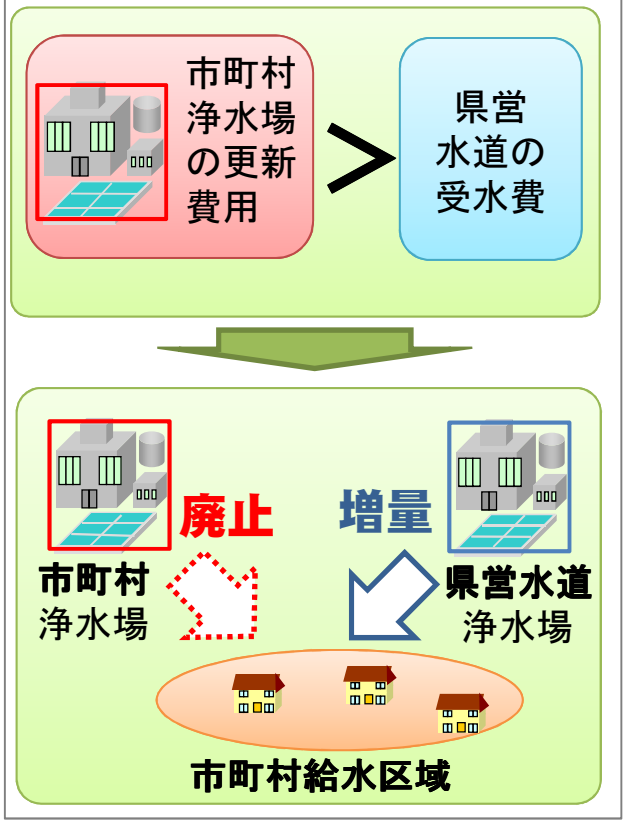

「直結配水」

- 県営水道の送水管と市町村水道の配水管を直結し、県営水道の位置エネルギー（標高差）を利用して配水池と配水ポンプを廃止・縮小

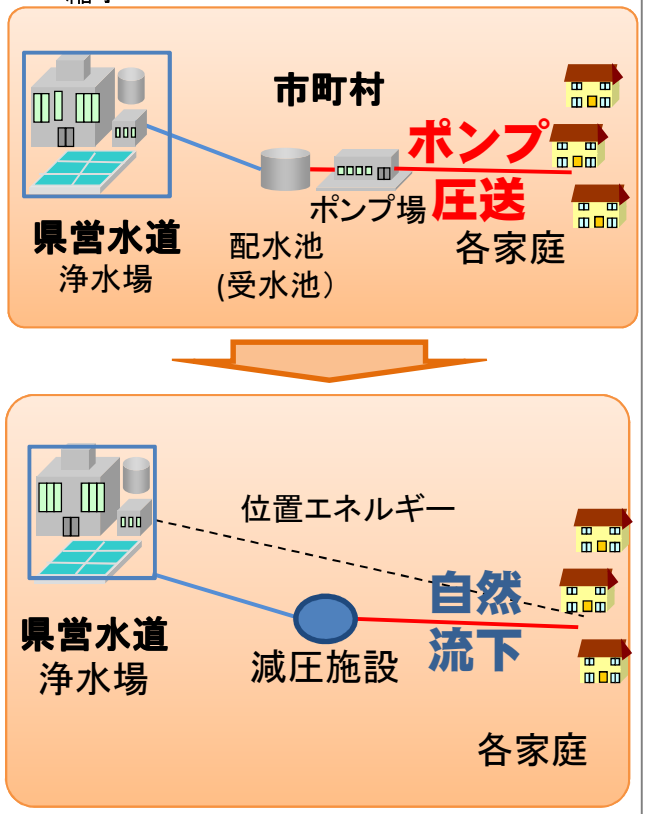

「広域化」（磯城郡等）

- 配水池共同活用による施設利用の効率化
- 業務共同化によるスケールメリットの活用

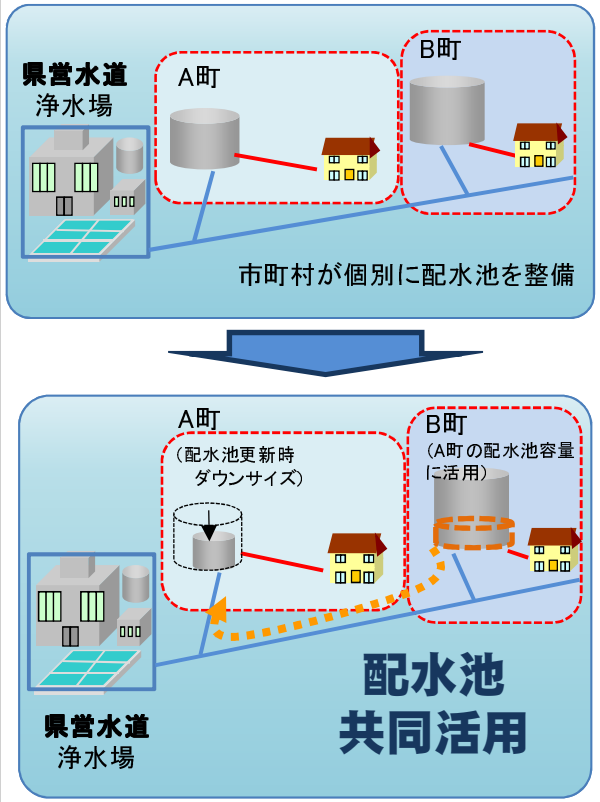

推進の方策

- 県が、市町村水道の経営シミュレーション（処方箋）を作成し、市町村へアドバイス
- 県が、積極的に市町村水道の仲介役となって、市町村間の連携を推進
- H25に県営水道料金を改定し、二段階従量料金制度（需要促進型料金）を導入